

【扶養認定における収入限度額】

(網かけ部分が改正により追加)

区分	収入限度額		
	① 年額	②月額(年額÷12)	③日額(月額÷30)
下記に該当しない方	130 万円未満	108,334 円未満	3,612 円未満
19歳以上23歳未満の者 (組合員の配偶者を除く)	150 万円未満	125,000 円未満	4,167 円未満
・障害年金受給者 ・60歳以上の者	180 万円未満	150,000 円未満	5,000 円未満

※令和7年10月1日適用